

第2回 犯罪被害者等基本計画検討会について事前意見

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

1. 犯罪被害者への補償にかかわる私見

(1)犯罪被害者の損失に対する補償の実態についての調査の必要性

犯罪被害者の補償に関する最も重要な問題は、被害者がその犯罪被害によって被った被害が現在どの程度補償されているかということである。それを明らかにする調査をまず行うことが重要である。

(2)総合的な補償の必要性とその犯罪被害給付金制度そのものの改革

現在行われている補償は、加害者よりの賠償を除けば、犯罪被害給付金による重症給付、障害給付、遺族給付以外は、既存の福祉制度を利用するものとなっている。そのために、犯罪被害給付金の対象とならないもの、あるいは既存の福祉制度にあてはまらないものについて補償されないが、それについて総合的に補償する制度が必要である。

* 補償されない例

- ・ 犯罪被害者給付金の重症給付に該当しない程度の負傷および精神的被害の医療費
- ・ 医療保険の適応にならない費用の補償（心理カウンセリング費用）
- ・ 被害によって発生するが既存の制度の対象とならないもの（葬儀費用等）

したがって、犯罪被害者給付金そのものを見直し、一時的見舞金ではなく被害者の受けた損失を総合的に補償できる体制へ変革させることが必要である。

上記意見を裏付けるものとして、瀬川らによる犯罪被害給付制度に関する実態調査の報告¹（資料1）がある。これは犯罪被害者等給付金支給法の改正前であるため、支給額や支給対象者については既に対象が拡大されているので、この問題については改善があったものと考えられる。しかし、受給遺族の45%は支給が少ないとしながらも、経済的には助かった(60%)と回答していることから、経済的なニーズが高いことが伺われる。また、最も役立つ経済的支援として給付金をあげているものが、48.3%も存在していることから、遺族が給付金以外に経済的に頼る資源が少ないことをしめしており、このような被害者特有の制度の必要性が示唆されるであろう。また、警察官、検察官、弁護士、裁判官の約50%以上が、この制度を見舞金から被害者の権利の報告へすることに賛成しているという結果は、この制度も見直しが現場に即したものであることを示しているといえる。

¹ 宮澤浩一、田口守一、高橋則夫ら編：犯罪被害者の研究。成文堂、東京、1996.

(3)損害賠償の請求に対する国による立替払とその資金について

補償は本来加害者よりなされるべきであって国がするべきではないという考え方があるが、実際には加害者側に補償する能力がない場合に被害者に対する補償が行われれないという問題を検討するべきである。補償金を支払わない加害者に対して被害者がそれを追求しつづけなければならないというのは、あまりにも負担が多いものであろう。国が“肩代わり”をし、加害者に対して請求をするということが求められる。基本的に肩代わりであり、加害者の罰金を基に財源とすることを検討する必要がある。法務省の書類には、罰金の納付者層と被害者層にずれが生じるとの指摘をしているが、公害健康被害補償については、直接の加害者ではない企業からの拠出金を財源としている実績があることから、国民のコンセンサスが得られれば、可能ではないかと思われる。むしろ、現在の罰金、科料が一般財源として、用いられていることのほうが国民の意に沿わないものと思われる。このような財源を基にすることで、犯罪被害給付金を犯罪被害者等補償制度への変換できる可能性が生じるものと思われる。

(3) 個々の所轄官庁からの資料に対する質問、意見

警察庁

- ・ 犯罪被害者給付制度の充実に対して、精神的医療の給付や、重症に該当しない被害者についての給付がなされないことについての問題についてはどのように考えているか
- ・ 制度の見舞金という性質そのものを変更して、総合的な補償制度へ変更するという点について検討していただきたい。

法務省

- ・ 公判記録の謄写代（40円/枚）が、一般社会の料金（10円/枚）に比べて高すぎるという被害者、遺族の意見があるが、一般社会の料金にすることに問題があるのか。
- ・ 「3 その他の犯罪被害者等の要望に係る施策について」の法務省の意見は全般的に、導入についての問題点を指摘にとどまっており、この問題点を解決して実施に結びつく案についての提示がない。問題点のみの指摘ではなく、この問題を解決することについての検討を行ってほしい。

厚生労働省

- ・ 医療保険の補償について、犯罪被害給付金の対象とならない保証についての言及が全くない。この点について検討いただきたい。特に、精神医療の通院費、保険対象外の費用（心理カウンセリング）婦人科関連費用（人工妊娠中絶費用、緊急避妊、性病検査等）についての補償は現在なされていないが、これを補償するための対応が必要ではないかと思われる。

- ・ 高次脳機能障害や、重度の後遺障害被害者の場合、医療機関での長期受け入れが困難であったり、また施設処遇も受けられないなどの問題を抱えており、このような被害者や家族への実態調査を行い、施設等での対応が十分に行われるように検討する必要がある。
- ・ 被害者や遺族が実際にどの程度の医療費、介護費用等、被害によって新たに生じた損失がどの程度であり、また補償されていないもの、既存の制度で対応されていないものがどれくらいあるのかについての実態調査を行っていただき、既存の制度で対応されていないものについて検討をしてほしい。
- ・ 居住の安定については、児童相談所の一時保護は、虞犯少年と虐待や被害児童と同じ保護所で処遇されている。必ずしも、被害を受けた児童が落ち着いて安心できる環境とはいえない状況もあることについて検討いただきたい。特に、急な犯罪によって親をなくした子どもなどはしばらく安定した大人がついてあげる必要があるが、そのような場合へ付き添えるような人員の動因などについても検討してほしい。長期的な児童養護施設についての、施設処遇全般にもともと、被害者対応ではなく非行等の問題を抱えた児童への対応を主としてきたようなところでは、心理面への配慮等が十分なされているといえない現状がある。
- ・ 児童や DV 被害以外の被害者が、一時的に安全を求める場所は存在していない。特に、ストーカー被害者などの処遇はなされていない。
- ・ 被害回復のための休暇制度について、被害者の年休だけでは不足する事態への対応がない。例えば、精神科に週 1 回職場を休んで通院すればあっという間に年休はなくなってしまふ。被害にかかわる通院や裁判による休暇については年休以外の枠で有給がとれるシステムが必要である。もうひとつの問題は、とることは可能でも、とったことによって被害者がリストラ等の対象にならないように、雇用主が配慮することが重要だと考えられる。